

令和3年度 液化石油ガス法に係る北海道の指導保安業務の方針

経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課

1 道内のLPガス保安の現状と課題

(1) 道内のLPガス事故

令和2年の道内事故件数は、20件(全てC級)であり、前年比6件の減少となった。このうち11件については、容器の盗難によるもので、盗難を除くと9件のLPガス事故が発生したが、前年3件あった雪害の発生はなかった。

盗難を除く事故原因は、「販売事業者、保安機関、充てん事業者、設備工事業者（以下、「販売事業者等」という。）のミス」が1件、「一般消費者等の取扱いのミス」が3件、その他の自然現象が1件、原因者が特定できない事故が4件であった。

なお、9件の事故種別は、漏えいが6件、漏えい火災が2件、漏えい爆発が1件となっており、人的被害はなかったものの、一般消費者等の安全安心の確保の観点から、更なる法令遵守の徹底と自律的な保安確保に向けた点検業務などの活動が求められる。

(2) 保安レベルの向上

「販売事業者等のミス」による事故の1件は、メーター交換時の施工不良による漏えい事故であり、事前の確認と確実な作業、適切な事後の確認を行えば、防ぎ得たものと考えられる。

販売事業者等は自主保安の趣旨を踏まえ、事故につながるおそれのある作業を行う際には、手順を確認しクロスチェックを行うなど保安レベルの向上を図る必要がある。

また、LPガス販売事業者は、中小零細規模が多い上、高齢化、後継者不足という問題を抱えている。道内においても同様の状況で、このような中小零細事業者からの営業譲渡が増加していることから、営業譲渡の際に、適切な保安対策がなされるよう留意する必要がある。

(3) 一般消費者等の保安意識の向上

「一般消費者等の取扱いのミス」による事故は、3件と前年と同数であり、販売店からの文書配布や消費設備調査時に注意喚起するなど、引き続き一般消費者等の保安意識の向上に努める必要がある。

雪害事故は、発生しなかったものの、引き続き、降雪期に入る前の供給設備の点検のほか、一般消費者に対する文書配布などにより、消費者自らが適切な落雪対策を講じたり、除排雪の際には設備を破損させないように注意喚起するなど雪害防止を促進することが重要である。

また、販売店においても雪害を受けやすい場所の設備や老朽化している設備については、計画的に容器設置位置の変更や設備の更新を検討する必要がある。

(4) バルク供給システム

バルク供給システムでは、令和2年に事故は発生していないが、火災が起きた場合には大事故になる可能性があり、常に点検マニュアルや作業手順を見直すとともに、作業者に浸透させ、法令遵守だけでなくバルクの構造や最新の作業手順を、習得させることが必要である。

2 LPガス保安に係る基本方針

LPガス販売事業者等に対しては、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会が策定した「液化石油ガス安全高度化計画2030」を基本とするとともに、道内の現状と課題を踏まえ特に次の事項に留意して指導することとする。

(1) 自主行動計画の策定とリスク管理の徹底

保安確保に向けた自主行動計画を策定し、組織的で事業所が一体となった体制とし、ダブルチェックやPDCAサイクル（計画、実施、点検・評価、改善・処置）による管理を行うこと。

また、販売事業者は保安業務を保安機関に任せきりにせず、自ら一般消費者等に対して、消費設備の適切な把握と安全器具の設置や安全装置付き燃焼器具の使用を勧めるなど、保安向上に取り組める体制となるよう販売所を設置し、業務主任者による取組を進めること。

(2) バルク貯槽等の20年検査への対応

販売事業者の責務とされる20年検査について、高圧ガス保安法を含め改正された規則、告示、技術基準等について確認するとともに、消費調整や仮設工事、検査事業所への運搬など多岐にわたる調整が必要になることから、事前に十分な期間をとって、計画的に進めること。

また、バルク貯槽の搬出作業時における安全性を向上させるため、販売事業者等は、充てん事業者との連絡を密に取り合いながら、工事日までに計画的な消費調整を行うことにより、バルク貯槽内の残留ガスをできる限り減らすよう努めること。

(3) 保安レベルの向上及びLPガス販売事業者等の義務の再認識

保安機器の設置率の向上や集中監視システム導入を積極的に進め、保安レベルの底上げを図ること。また、第二号認定LPガス販売事業者（保安認定事業者）の認定について検討すること。

販売事業者は、保安業務を委託している場合であっても、保安機関に対して、保安業務の実施状況について確実に確認を行うこと。また、保安機関は、保安業務を実施するとともに、その結果を確実に委託元である販売事業者に通知すること。

(4) 法定点検等の着実な実施

法定点検等については、業務主任者のみならず、販売事業者として組織全体で計画・実施を管理することが必要である。

実施に際し、消費者の都合により点検等が不可能な場合には、家庭訪問と連絡等を繰り返し行い、対面拒否された場合や、不在連絡票を入れた場合等の記録も保管するとともに、マイコンメーターの表示確認のほか、販売事業者として取りうる限りの措置を実施し、その記録も保管すること。

また、点検調査日時を事前に連絡し都合の良い日を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うことで訪問時に不在である確率を減らすための対策をとるなど、自主保安の趣旨に鑑み、一層の保安確保策を講ずること。

さらに、国の「供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示」において、平成29年の一部改正により使用が禁止された「安全アダプター」、「両端迅速継手付ゴム管」、「両端迅速継手付塩化ビニルホース」及び「両端ゴム継手付塩化ビニルホース」に関し、できる限り早期の撤去又は法令適合製品への取替えを一般消費者等に周知するとともに、告示における経過措置期間である令和4年4月1日までに確実に同製品が使用されることのないよう適切に措置を講ずること。なお、両端迅速継手付ゴム管等は、ガストーブでの使用など、冬季のみに使用されているケースがあることから、消費設備調査等の需要家接点の機会を捉え、一般消費者等に使用の実態を確認すること。

(5) 経年劣化対策等

供給設備・消費設備やガス漏れ警報器等については、設置環境や使用状況により個々に劣化の進行が異なり、また、点検・調査を行っても、その後の安全を保証するものでないため、保安確保機能が確実に発揮されているか常に点検し、保安上の問題が発生する可能性がある場合には、確実に交換を行うこと。

老朽化したガス消費機器や安全装置が付いていないガス消費機器などが消費者の所有するものであるときは、消費者の理解を得ながら交換を勧めること。

特に公共施設においては、予算の都合などの理由により取替が行われていない事例が多くあると指摘されており、改善が必要な消費機器があった場合は、施設管理者に確実に、且つ十分に周知すること。

(6) 一般消費者等に起因する事故の防止対策

一般消費者等に起因する事故等を防止するため、LPガスの特性や燃焼器具の操作などの適正な取り扱いについて、十分に周知すること。特に誤開放による事故が発生していることから「ガス栓カバー」の普及に努めること。

(7) 雪害の未然防止

屋外設置のガス設備については設置場所の適切な選択を行い、雪害のおそれがある場合は移設や落雪対策を講ずること。

また、雪害を受けやすい場所の配管等で老朽化の著しい設備については、計画的に設備更新等を検討すること。

さらに、一般消費者等に対して、落雪被害を受ける可能性のある危険箇所の改善や除排雪の

際の注意について、シーズン前から説明を行い、改善を勧めるなど、消費者の保安意識の向上を図ること。

(8) CO中毒事故防止対策

- ア 排気筒の健全性の確認、CO濃度測定の実行とともに、不完全燃焼防止装置付き燃焼器具への交換が必要なものについては速やかに対処すること。
- イ 不完全燃焼防止装置付き燃焼器具への交換が必要な機器の設置場所の実態を把握し、一般消費者等の理解を得ながら交換を行うこと。
- ウ 密閉式及び屋外式以外のもの、又は立ち消え時及び不完全燃焼時の安全装置がついていないものに係る湯沸器・ふろがまの法定周知期間については、1年に一回以上であることから適切に実施すること。
- エ 長期間使用されていない家屋等は、入居前に排気筒の点検を実施すること。

(9) 業務用厨房等におけるCO中毒事故防止対策

業務用厨房機器には安全装置が付いていないものが多く、また、複数の消費器具を複数の者が使用するなど、管理が行き届いていない事例も見受けられ、一度の事故で多数の被害者が発生することから、業務用厨房関係者に対し、換気が十分行われないと不完全燃焼を起こしCOが発生するメカニズム等について注意事項をまとめたパンフレットを配布するなど、消費設備の取扱いの注意事項を十分周知するとともに、万一の不完全燃焼に備えてCO警報器等の安全器具の設置や安全装置付き燃焼器具の使用を勧めること。

(10) 埋設管事故防止対策

- ア 埋設管の腐食測定及び漏えい試験を実施するなど、維持管理を確実に実施すること。
- イ 埋設管の漏えい検知装置等の安全装置の設置を推進すること。
- ウ 腐食防止措置が行われていない埋設管や不具合が発生した埋設管は、その状況に応じ「埋設管の露出管化」、「ポリエチレン管等耐腐食性管への交換」、「電氣的絶縁継手の設置」等の措置を実施すること。
- エ 埋設管管理台帳の整理を行うこと。

(11) 漏えい爆発事故防止

供給設備については、期限管理の徹底やマイコンメーター(耐震遮断機能付き)を設置するなど、その機能の維持管理に十分注意を払うこと。
特にバルク供給システムの事故は、大事故になる可能性が高いことから、最新の作業マニュアルを習得し、作業手順の確認を行い事故発生防止の徹底を図ること。
消費設備については、ヒューズガス栓、ガス漏れ警報器などの安全器具設置について、消費者の理解を得ながら推進すること。

(12) 質量販売に係る事故防止

屋外で移動して消費する者への質量販売については、消費状況の把握が困難な場合もあることから、引渡時の調査や周知を確実にすること。
FRP容器に係る安全対策については、国において、引き続き調査検討中であるため管理を確実にできる体制を整えてから導入すること。

(13) 容器交換時の保安確保

交換した容器のみでなく、長期にわたり交換されない予備側容器において腐食による漏洩事故も発生していることから、法定項目及び自主項目の確実な点検を実施すること。

(14) 容器盗難防止対策

一般消費者等に容器盗難に関する注意を促すとともに、個々の状況に応じた盗難防止策を講ずること。
特に、空家や地区集会所など入居者不在の建物、入院等により長期不在となった住宅において盗難事故が多いことから、容器の回収を含めた盗難防止対策を実施すること。

(15) 液化石油ガス設備士の再講習等

設備士免状所持者全員に法定の再講習を受講させること。
今後とも設備士免状を使用しない場合は、自主返納を勧めること。

(16) 保安教育の徹底

保安教育計画は年度当初に立て、事件事例等に応じ適宜保安教育を実施し、その記録を保存すること。

また実施に当たっては、標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再確認及び徹底を図るとともに、定められた作業の意味を理解し、的確に実施できる自主保安力の向上を図るよう行うこと。特に、新入社員に対しての保安教育をより徹底すること。

(17) 営業譲渡時の保安業務の確実な実施

営業の譲受は、一時期に集中して液石法 14 条書面交付や供給開始時点検・調査等を実施する必要が生じるため、人員の確保や実施日数等を適切に判断して行うこと。また、点検等の結果、技術基準に不適合のものがあれば、速やかに改修すること。

(18) 緊急時・事故発生時の対応

事故・災害が発生したときに速やかに対処するための体制づくりを行うとともに、緊急時はその対応を確実に行うこと。

加えて、事故原因の究明と再発防止策を徹底的に実施し、他の関係者にも情報提供し、連携、協力しながら類似事故の防止に努めること。

また、大規模災害時は「北海道 LP ガス災害対策協議会」と連携の下、地域内の販売事業者をはじめ関係者が一致協力して保安の確保に当たること。

(19) 事故の報告

事故の際には、事故発生場所を所管する総合振興局、振興局又は札幌市消防局へ直ちに報告するとともに、高圧ガス保安法に基づく事故届を提出すること。

さらに、特定消費設備に係る事故の場合は、販売事業者から北海道産業保安監督部(011-709-8346、080-5471-7195)に直ちに報告すること。

3 LP ガスの取引の適正化に係る基本方針

平成 29 年の液石法省令等改正により、LP ガス販売事業者が自己の費用負担により設置した設備の費用を液化石油ガス料金に含めて一般消費者等に請求する場合は、法第 14 条に定める書面に記載する必要があることが明確化されたことから、漏れのないよう確実に記載すること。

また、一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に関する料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときには、その都度、一般消費者等にその算定根拠を通知することとされたので確実に実施すること。

さらに、同年に制定された「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」は、標準的な料金メニュー等の公表、14 条書面交付時の説明、料金を変更する際の事前通知、苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理など、販売事業者が取り組むべき事項としてまとめられたものであることから十分に留意すること。

4 道の対応

(1) LP ガス事故

LP ガス事故（充てん容器及び残ガス容器の喪失・盗難を含む）の際は、高圧ガス保安法第 6 3 条及び北海道液化石油ガス関係事故措置要綱により対処する。

(2) 立入検査等

「液化石油ガス法の手引き 11（立入検査）」に基づき実施するほか、次の事項に留意する。

ア 液石法第 8 3 条に基づき、公正、公平な立入検査を実施する観点から、原則複数名により行う。

イ 立入検査においては、経営者、業務主任者等から事業概要、実施・管理体制、販売及び保安に対する考え方を聞くなど、保安意識や事業実態など全体像の把握に努める。特に、販売所の所在地と一般消費者等、保安機関の所在地が乖離している場合には、液石法における登録行政庁の考え方、複数の販売所における業務主任者兼務規定などを勘案し、いわゆる「遠隔地販売」の状況を解消するよう適切な場所への販売所の設置等を指導する。

- ウ 立入検査に当たっては、帳簿や書類等を十分に確認するとともに、必要に応じ、検査表に記載していない事項についても確認する。
- エ 違反等の事例が発覚した場合は、是正指導するとともに、書面等により改善状況を必ず確認する。また、必要に応じ、液石法第82条による報告を徴収し、点検を行う。
- オ 帳簿や書類等の虚偽記載など悪質な法令違反があった場合は、厳重に対処するとともに、改善を要する事項について速やかに改善計画を策定させ、その実施状況を確認する。
- カ バルク供給・充てん設備告示に基づく20年検査時期を迎えるバルク供給設備が、今後増えていくことから、バルク貯槽及び附属機器の製造年月の把握など期限管理や検査計画の立案の状況について確認する。
- キ 制度改正について周知し、事業者においても関係団体が実施する講習会等に積極的に参加し、知識の習得に努めるよう促す。
- ク 保安業務のみならず取引の適正化に関する事項も検査対象であることから、14条書面の記載事項（規則第13条）や販売の方法（規則第16条）について確認し、違反がある場合は是正するよう指導する。
- ケ 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」については、消費者等の関心が高いことから、履行状況を確認し、必要に応じ、遵守に努めるよう指導する。

5 北海道エルピーガス災害対策協議会への協力

（一社）北海道LPガス協会が平成22年1月、道から「災害対策基本法」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の「指定地方公共機関」に指定され、当該災害等発生時は「北海道LPガス災害対策協議会」として活動することとなるが、道（経済部）としても、協会が全道市町村との地域防災協定を締結していることから、同協議会の活動に対して、LPガス保安の観点から協力する。